令和5年度第2回 遠野市上下水道事業審議会資料

適切な下水道使用料水準について

令和5年9月26日(火) 遠野市環境整備部上下水道課

遠野市の下水道使用料体系(現行)

区分排除汚水量(使用水量	排除活水量 (庙田水豊)	,	使用区分		
)	一般用	浴場用	臨時用	
基本使用料 (1月につき)	0㎡から10㎡まで	1,442円	1,442円		
従量使用料 (1 ㎡につき)	10㎡を超え 20㎡まで	117円			
	20㎡を超え 30㎡まで	128円			
	30㎡を超え 40㎡まで	138円			
	40㎡を超え 50㎡まで	149円	23円	188円	
	50㎡を超え 100㎡まで	159円			
	100㎡を超え 500㎡まで	170円			
	500㎡を超えるもの	180円			

県内14市の下水道使用料体系(使用水量20㎡による比較)

(令和4年度)

								(77414 4/文)
市	消費税 計算	基本使用料		従量使用料	消費税額	計	1 ㎡当たり 税込使用料	1 ㎡当たり 税抜使用料
北上市	税込	1,742.40	1,672.00	(167.2円×10㎡)		3,414	171	155
陸前高田市	税別	1,800	1,300	(130円×10㎡)	310	3,410	171	155
久慈市	税込	1,771	1,530	(153円×10㎡)		3,301	165	150
一関市	税別	1,000	2,000	(70円×10㎡) + (130円×10㎡)	300	3,300	165	150
奥州市	税別	1,000	2,000	(80円×10㎡) + (120円×10㎡)	300	3,300	165	150
釜石市	税別	1,300	1,700	(30円×10㎡) + (140円×10㎡)	300	3,300	165	150
二戸市	税別	1,680	1,320	(132円×10㎡)	300	3,300	165	150
宮古市	税込	1,650	1,430	(143円×10㎡)		3,080	154	140
滝沢市	税込	1,133	1,925	(99円×5㎡) + (143円×10㎡)		3,058	153	139
花巻市	税別	1,300	1,300	(130円×10㎡)	260	2,860	143	130
八幡平市	税込	1,540	1,320	(132円×10㎡)		2,860	143	130
大船渡市	税込	1,540	1,210	(121円×10㎡)		2,750	138	125
遠野市	税込	1,442	1,170	(117円×10㎡)		2,612	131	119
盛岡市	税込	995	1,460	(45円×10㎡) + (101円×10㎡)		2,455	123	112

[※]久慈市は、令和6年1月1日から上記の額に改定。

今後の収支均衡の維持に必要となる使用料水準の試算

第1回審議会での協議の内容を踏まえて、今後、下水道事業の経営が収支均衡を維持する ために必要となる使用料水準を試算しました。

詳細な内容につきましては、別紙「下水道使用料必要水準検討シート」 (A3版の資料) を御確認ください。

◇前提条件

現行の一般会計からの繰入れは、今後も継続するものとする。

- …①減価償却費 ②支払利息 ③人件費 ④赤字補填
 - ⑤施設更新に必要な資金確保のための出資(第1回資料の8ページ)

◇試算の方法

使用水量20㎡当たりの使用料水準を次の6段階に設定し、それぞれの使用料水準を用いて、令和6年度から令和20年度までの収支過不足の見込額を試算しました。

- ①3,300円(税抜3,000円) ②3,410円(税抜3,100円) ③3,520円(税抜3,200円)
- ④3,630円(税抜3,300円) ⑤3,740円(税抜3,400円) ⑥3,850円(税抜3,500円)

各使用料水準の試算に用いた使用料体系

使用料水準①(使用水量20㎡当たり3,300円)の試算に係る使用料体系については、 二戸市を参考としています。

また、使用料水準②から⑥までの使用料体系は、使用料水準①から順次、基本使用料に55円(税抜50円)、各従量使用料に5.5円(税抜5円)を加算したものを用いています。

使用料水準① 20㎡当たり3,300円

区分	排除汚水量	使用区分
	(使用水量)	一般用
基本使用料 (1月につき)	0㎡から10㎡まで	1,848円
従量使用料 (1㎡につき)	10㎡を超え20㎡まで	145.2円
	20㎡を超え30㎡まで	158.4円
	30㎡を超え40㎡まで	171.6円
	40㎡を超え50㎡まで	184.8円
	50㎡を超え100㎡まで	198.0円
	100㎡を超え500㎡まで	211.2円
	500㎡を超えるもの	224.4円

使用料水準② 20㎡当たり3,410円

区分	排除汚水量	使用区分
	(使用水量)	一般用
基本使用料 (1月につき) (水準①+55円)	0㎡から10㎡まで	1,903円
従量使用料 (1 ㎡につき) (水準①+5.5円)	10㎡を超え20㎡まで	150.7円
	20㎡を超え30㎡まで	163.9円
	30㎡を超え40㎡まで	177.1円
	40㎡を超え50㎡まで	190.3円
	50㎡を超え100㎡まで	203.5円
	100㎡を超え500㎡まで	216.7円
	500㎡を超えるもの	229.9円

試算の結果

令和6年度以後、

5年間 (令和10年度まで) の収支均衡の維持には 20m3当たり 3,520円 が必要

15年間(令和20年度まで)

10年間(令和15年度まで)

20m当たり 3,520円 が必要 **20m当たり 3,740円** が必要

20㎡当たり 3,850円 が必要

各使用料水準における使用料収入と収支過不足の見込額

(単位:万円)

11

使用料水準③ 20㎡当たり3,520円

使用料水準/年度	R6~R10	R6~R15	R6~R20
水準① 3,300円	8億7,880	16億9,401	24億4,360
(税抜 3,000円)	-4,458	-1億4,582	-3億1,867
水準② 3,410円	8億9,587	17億2,779	24億9,332
(税抜 3,100円)	-2,751	-1億1,204	-2億6,895
水準③ 3,520円	9億3,293	17億9,854	25億9,467
(税抜 3,200円)	955	-4,129	-1億6,761
水準④ 3,630円	9億4,999	18億3,231	26億4,434
(税抜 3,300円)	2,661	-752	-1億1,793
水準⑤ 3,740円	9億8,707	19億 308	27億4,570
(税抜 3,400円)	6,369	6,325	-1,657
水準⑥ 3,850円	10億1,412	19億5,534	28億2,121
(税抜 3,500円)	9,074	1億1,551	5,894

区分	排除汚水量	使用区分
	(使用水量)	一般用
基本使用料 (1月につき) <mark>(水準①+110円)</mark>	0㎡から10㎡まで	1,958円
	10㎡を超え20㎡まで	156.2円
	20㎡を超え30㎡まで	169.4円
 従量使用料	30㎡を超え40㎡まで	182.6円
1(重度用行 (1㎡につき) (水準①+11.0円)	40㎡を超え50㎡まで	195.8円
	50㎡を超え100㎡まで	209.0円
	100㎡を超え500㎡まで	222.2円
	500㎡を超えるもの	235.4円

※上段:使用料収入見込額 下段:収支過不足見込額 (R6以後の累計額)

今回審議いただく事項

今回お示しした「今後の収支均衡の維持に必要となる使用料水準の 試算」の結果と、前回までの協議の内容を踏まえて、本市の下水道事業 にとっての「適切な下水道使用料の水準」について御審議いただき、審 議会としての結論をまとめていただきたいと考えております。

今回協議いただく事項

審議会としての「適切な下水道使用料の水準」の結論をまとめていただいたのち、その水準に基づく使用料収入を確保するために必要となる「適切な下水道使用料体系」について、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

参考資料

- ◇下水道使用料必要水準検討シート
- ◇使用水量別下水道使用料比較表